

東日本大震災の被害にあわれた事業主のみなさまへ

事業再開をめざす事業主を支援します

被災された方を雇用する事業主を支援します

被災者雇用開発助成金

東日本大震災による被災者等を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給します。

(注)過去3年以内に働いたことのある事業所で雇い入れる場合は助成対象となりません。

【助成対象となる労働者】

震災により離職された方（東日本大震災発生時に被災地域（東京都を除く災害救助法適用地域）において就業していた方）

震災時に被災地域に居住していた方

【支給額】

中小企業 90万円（短時間労働者は60万円）

大企業 50万円（短時間労働者は30万円）

お問合せ先 お近くのハローワーク

被災した中小企業の資金繰りを支援します

東日本大震災復興特別貸付

震災により直接または間接に被害を受けた中小企業者などを対象に、長期・低利の融資制度です。

お問合せ先 最寄りの日本政策金融公庫、商工中金

東日本大震災復興緊急保証

金融機関から、事業の再建、経営の安定に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする制度です。

お問合せ先 最寄りの信用保証協会

小規模事業者向け融資制度（マル経融資）

小規模事業者の方が無担保、無保証で利用できる融資です。

お問合せ先 最寄りの商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所



これらの支援策の詳細は、中小企業庁のHPの「中小企業向け支援策ガイドブック」をご参照ください。

中小企業庁HP：<http://www.chusho.meti.go.jp/index.html>

復旧・復興のための経営相談に応じます

中小企業電話相談ナビダイヤル

どこに相談したらよいのかお困りの皆さま、「中小企業電話相談ナビダイヤル」までお電話ください。

0570-064-350 (9:00 ~ 17:30) (土日・祝日を含めて実施)

最寄りの経済産業局へ繋がります。

土日・祝日には一部の地域では管轄以外の経済産業局につながる場合があります。

復旧・復興のための支援専門家派遣

中小企業基盤整備機構が被災中小企業や被災地域の自治体、支援機関に震災復興支援アドバイザーを派遣し、中小企業等の幅広い支援ニーズに対して無料でアドバイス等をいたします。

今回の震災で生産設備に影響のあった中小企業に対しては、設備の復旧や応急処置に関する助言を行います。(実際の補修(業務代行)を行うものではありません。)

中小企業復興支援センター盛岡

090-4097-6989、090-5219-5527

お問合せ先

中小企業復興支援センター仙台

022-399-6111(代)

中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター福島

024-529-5113

中小企業支援ネットワーク強化事業

地域の中小企業支援機関で対応が困難な経営課題に対し、専門知識と豊富な実績を有する巡回対応相談員が、各支援機関を巡回し、その窓口において直接対応すると共に、必要に応じて専門家派遣を行う事業を実施します。

お問合せ先

最寄りの各経済産業局中小企業課

厚生労働省・中小企業庁

